

## 第5章 計画の推進体制と評価

### 1 計画の推進体制

医療費の適正化を進めるためには、県民一人ひとりの理解と実践はもとより、県、市町村、保険者、医療機関、関係団体等の関係者が自らの役割を十分認識し、相互に連携・協力していく必要があります。

本計画の推進にあたり、学識経験者や医療関係者等からなる神奈川県医療費検討委員会において、医療費の現状把握、本計画の策定、評価、見直しなどを行うとともに、関係者それぞれが主体的に各施策に取り組むよう努めながら計画の推進を図ります。

#### (1) 関係機関及び団体等の役割

##### ア 県民

- 医療費の適正化には、県民自身の健康づくりに向けた取組みをはじめ、適正な受診行動など、それぞれのライフステージの県民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、可能な取組みに努めることが期待されます。

##### イ 県

- 県は、医療費の現状分析をはじめ、医療費の適正化のための基礎情報を集約するとともに、その内容や本計画の目標・施策について、ホームページ等を活用しながら積極的に情報発信し、県民をはじめ関係機関等への本計画の周知に努めます。

##### ウ 市町村

- 市町村は、住民に直接保健サービスを提供し、地域団体等と連携して住民の健康づくりを推進する役割を担っています。同時に、保険者としての機能を踏まえ、本計画の推進に努めるとともに、がん検診の着実な推進や受診促進に向けた普及啓発に取り組み、受診率の向上を目指します。また、地域包括支援センターの機能充実を図るなど、医療と介護の連携を推進しながら本計画の推進に努めます。

##### エ 保険者

- 保険者の生活習慣病予防に向けた取組みは、本計画が目指すところの県民レベルでの医療費の適正化に着実につながるとともに、保険者自身の財政収支、保険料水準にも良い影響を与えていくことが期待できることから、特定健康診査や特定健康指導など保険者ごとの実施計画に基づいて一次予防を中心とした保健事業の充実等に努めることとします。
- 神奈川県内の医療保険の各保険者等で構成される神奈川県保険者協議会は、被保険者等の健康の保持及び増進を図るために関係者の協力を得て、医療費の調査・分析、保健事業等の推進について協議・調整し、効果的かつ円滑に事業を実施することを目的として活動しています。本協議会では被保険者に対する保健事業の共同実施等を推進していきます。

## オ 医療関係機関

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会などの関連団体は、その専門性を活かして地域の取組みに協力し、地域住民の健康づくりを支援します。
- また、医療の効率的な推進に関して、普段から県と情報交換を行い、相互の連携や協力を努めます。

## (2) 計画の進行管理

### ア 神奈川県医療費検討委員会

- 学識経験者や医療関係者等からなる本会議において、医療費を巡る状況や医療費の伸びの適正化のための目標や取組みについて検討します。
- 神奈川県医療費適正化計画の策定や策定した計画の評価について専門的な意見をいただき、次期計画の改定に反映していきます。

### イ 医療費適正化計画調整会議

- 神奈川県医療費適正化計画の策定、保険者による特定健康診査等の実施及び療養病床の転換の推進に関して、本会議において庁内関係各課の連携を密にし、医療費適正化に関する業務の円滑な推進を図ります。

### ウ 医療費適正化計画策定に係る市町村担当者会議

- 神奈川県医療費適正化計画の施策に関して、本会議において市町村との調整を図り、市町村の施策を反映していきます。

### エ 神奈川県保険者協議会

- 神奈川県医療費適正化計画の施策に関して、本会議において各保険者の施策の進行等に係る情報の把握と共有を図ります。

## 2 計画の評価

### (1) 評価

#### ア 進捗状況の評価

- 計画期間の中間年度の平成27年度に進捗状況の評価を行い、その結果を公表します。
- 評価の結果、計画の見直しが必要な場合は、計画の見直しを行います。
- また、評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出します。
- 計画の評価は、次期計画の改定に活用します。

#### イ 実績評価

- 計画期間の最終年度の翌年度の平成30年度に実績の評価を行い、その結果を公表します。
- また、評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出します。
- 医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成や医療費適正化を推進するために、神奈川県内における診療報酬の特例を定めるに当たっての厚生労働大臣からの協議があった場合は、実績の評価の結果を活用して対応します。
- 計画の実績の評価は、計画の改定に活用します。

### (2) 評価方法

- 県民の健康の保持の推進の施策・目標に関しては、保険者から厚生労働大臣に対して提供される特定健康診査実施率等の情報に基づき厚生労働大臣が行う医療費等に関する調査・分析の結果や、厚生労働省の患者調査、人口動態統計等の統計資料を活用して評価します。
- 医療の効率的な提供の推進の施策・目標に関しては、厚生労働大臣が行う医療費や医療の提供に関する地域別の病床数等に関する調査・分析の結果や、厚生労働省の病院報告、医療施設調査等の統計資料を活用して評価します。
- 医療費の見通しに関しては、厚生労働大臣が行う医療費に関する地域別、年齢別、疾病別の状況等に関する調査・分析の結果や厚生労働省の国民医療費、後期高齢者医療事業年報等の統計資料を活用して評価します。